

(趣旨)

第一条 この細則は、中央大学学則(以下「学則」という。)(第六十四条に基づき、運用の細目を定める。

(学籍番号)

第二条 入学の手続きを終えた者(以下「新入生」という。)(には、学籍番号を付し、転部科その他特別の事由がないかぎり卒業まで変更しない。

(証明書)

第三条 新入生は、指定された期限までに住民票記載事項証明書を提出しなければならない。

2 学生は、その氏名に変更があったときは、戸籍抄本(これに代わる証明書を含む。)(を提出しなければならない。この場合において、当該学生が外国人の場合は、住民票記載事項証明書を提出しなければならない。

(届出氏名)

第四条 届出の氏名は、原則として前条の証明書記載のとおりとする。ただし、所定の手続により大学が認めた場合は、学生は通称名を届け出ることができる。

2 前項ただし書により、通称名を届け出た学生については、本大学の発行する証明書(卒業証書を含む。)(に通称名を表記することができる。(学生証の返還・再交付)

第五条 次の各号のいずれかに該当する場合は、学生証を返還しなければならない。

- 一 卒業したとき。
- 二 除籍されたとき。
- 2 学生証を紛失し、又ははなはだしく汚損したときは、届け出て再交付を受けなければならない。
- 3 前項の場合において、再交付までの間は、仮学生証を交付することがある。

(休学願の提出等)

第六条 休学願の提出期限は、次のとおりとする。

- 一 前期 七月二十日
- 二 後期 一月三十一日
- 2 休学願を提出するときは、休学の事由を示す書類を添えなければならない。
- 3 次の各号に定める期日までに休学が許可された場合は、学則第二十九条第七項に基づき当該各号の学費を免除することができる。
 - 一 前期 四月三十日 授業料及び実験実習料又は教育充実費の二分の一の額並びに施設設備費の二分の一から八万円を除いた額
 - 二 後期 十月二十日 授業料及び実験実習料又は教育充実費の二分の一の額並びに施設設備費の二分の一から八万円を除いた額
- 4 前項の規定にかかわらず、入学した年度の初学期に休学した場合は、学費を免除しない。
- 5 すでに学費(授業料、実験実習料又は教育充実費及び施設設備費)を納入している者が、第三項により免除の許可を受けた場合は、その免除された額について返還する。

第七条 削除

(除籍日)

第八条 学則第三十一条第一項第一号に該当する者は、入学した年の四月三十日付で除籍する。ただし、学則第二十一条ただし書の規定により、後期に入学した者は、入学した年の十月二十日付で除籍する。

2 学則第三十一条第一項第二号に該当する者は、学則第五十六条第二項に指定された期限の翌日付で除籍する。

3 学則第三十一条第一項第三号に該当する者は、在学できる最終学年の三月三十一日付で除籍する。ただし、学則第二十一条ただし書の規定により、後期に入学した者は、在学できる最終学年の九月二十日付で除籍する。

4 学則第三十一条第一項第四号に該当する者は、退学の決定日をもって除籍する。

(再入学の期限)

第九条 学則第三十一条の二第二項(退学処分を受けた者を除く。)(の規定による再入学願の提出期限は、再入学者選考要項に定めるところによる。

- 2 再入学を許可された者は、再入学手続要項により、指定された期限までに手続きをしなければならない。
- 3 学則第三十一条の二第二項の規定による再入学願の提出期限は、各学部教授会の定めるところによる。

(履修)

第十条 学則に定めるもののほか、授業、試験、成績その他履修に関する細目は、各学部教授会が定める履修要項による。

(成績表示の評点)

第十一条 成績の表示の評点は、百点を満点とし、次のとおりとする。

- S 九十点以上
- A 八十点以上九十点未満
- B 七十点以上八十点未満
- C 六十点以上七十点未満
- E 六十点未満

(在学延長許可者に対する減免措置)

第十二条 施行規則第十五条の二の規定により、在学の延長が許可された者は、授業料及び実験実習料又は教育充実費の二分の一を免除する。

2 前項に該当する者は、学則第五十六条第一項ただし書の規定による分納は許可しない。

3 施行規則第十五条の二第四項の規定により、在学を延長し、かつ前期末(学則第二十一条ただし書の規定により後期に入学した者は、後期末)において卒業する者は、第一項の免除は適用しない。

(卒業の時期を学年末以外の時期とする卒業者に対する減免措置)

第十三条 学則第四十三条の二ただし書の規定により、前期末(学則第二十一条ただし書の規定により後期に入学した者は、後期末)において卒業する者は、授業料、実験実習料又は教育充実費及び施設設備費の二分の一を免除する。

2 前項に該当する者は、学則第五十六条第一項ただし書の規定による分納は許可しない。

(入学検定料の減額)

第十四条 学則第五十三条第二項に定める入学検定料は、別表第一に掲げるとおりとする。

(学費の分納)

第十五条 学則第五十六条第一項ただし書の規定による授業料、実験実習料又は教育充実費及び施設設備費の分納の手続きは、別に定める。

2 分納を認められた者の各期の納入額は、次のとおりとする。

- 一 前期 授業料、実験実習料又は教育充実費及び施設設備費の二分の一
- 二 後期 授業料、実験実習料又は教育充実費及び施設設備費の二分の一

(延納願の提出等)

第十六条 延納願を提出するときは、支弁計画書を添えなければならない。

2 支弁計画書には次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 延納を必要とするやむを得ない事由
- 二 延長した期日までに支払いが可能である旨

3 その他延納に関する必要な事項は別に定める。

(教職履修料の納期)

第十七条 学則第五十五条に規定する教職履修料の納期は、学則第五十六条第一項の規定にかかわらず、本大学が指定した日とする。

(学芸員・社会教育主事・司書・司書教諭履修料の納期)

第十八条 学則第五十五条に定める学芸員・社会教育主事・司書及び司書教諭履修料の納期は、学則第五十六条第一項の規定にかかわらず、本大学が指定した日とする。

(特殊学費)

第十九条 学則第五十七条に定める特殊学費の種類及び納入額は、別表第二に掲げるとおりとする。

(科目等履修費)

第二十条 学則第五十八条に定める科目等履修費の納入額は、別表第三に掲げるとおりとする。

(聴講料)

第二十一条 学則第五十八条の二に定める聴講料の納入額は、別表第三の二に掲げるとおりとする。

(手数料)

第二十二條 学則第五十九條に定める手数料の種類及び納入額は、別表第四に掲げるとおりとする。

(科目等履修生及び聴講生の履修等)

第二十三條 科目等履修生及び聴講生の履修等に関する細目は、各学部教授会が定める。

附 則

(施行期日)

1 この細則は、昭和五十年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 第六條第三項、第十一條、第十二條の規定は、昭和五十年四月一日以降の新生から適用し、昭和四十九年四月一日以前の入学生については、なお従前の例による。

附 則 (規程第三百六十五号)

この細則は、昭和五十一年四月一日から施行する。

附 則 (規程第四百八号)

この細則は、昭和五十二年四月一日から施行する。

附 則 (規程第四百六十一号)

この細則は、昭和五十三年四月一日から施行する。

附 則 (規程第四百七十五号)

この細則は、昭和五十三年四月一日から施行する。

附 則 (規程第五百三十六号)

この細則は、昭和五十四年一月二十二日から施行する。

附 則 (規程第五百九十四号)

この細則は、昭和五十五年四月一日から施行する。

附 則 (規程第五百九十七号)

この細則は、昭和五十五年四月一日から施行する。

附 則 (規程第六百六十一号)

この細則は、昭和五十六年四月一日から施行する。

附 則 (規程第七百四十七号)

この細則は、昭和五十七年六月二十一日から施行する。

附 則 (規程第七百六十九号)

この細則は、昭和五十八年四月一日から施行する。

附 則 (規程第八百四十八号)

(施行期日)

1 この細則は、昭和五十八年十二月二十四日から施行する。

(経過措置)

2 この細則による改正後の第十四條別表第二は、昭和五十九年四月一日以降の聴講生から適用し、昭和五十八年四月一日以前の聴講生が、学則第六十一條第三項及び第六十一條の二第四項に規定する聴講期間を超えて継続して聴講を願ひ出たときの当該期間を超える聴講に要する聴講費及び昭和五十八年四月一日以前に入学した本大学院学生が聴講を願ひ出たときの聴講費については、なお従前の例による。

附 則 (規程第九百七十八号)

(施行期日)

1 この細則は、昭和六十二年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 昭和六十一年四月一日以前に入学した本大学院学生が、中央大学学則第六十一條の二の規定により聴講を願ひ出たときの教職履修料は、第十四條別表第二の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (規程第九百九十五号)

(施行期日)

1 この細則は、昭和六十二年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この細則による改正後の第十三条別表第一中、学士入学者及び転部科者に関わる規定は、昭和六十二年四月一日以降の学士入学者及び転部科者から適用し、昭和六十一年四月一日以前の学士入学者及び転部科者については、なお従前の例による。

附 則 (規程第千五百七十七号)

この細則は、昭和六十三年六月二十日から施行する。

附 則 (規程第千三百三十一号)

この細則は、平成二年四月一日から施行する。

附 則 (規程第千七百七十六号)

(施行期日)

1 この細則は、平成三年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この細則による改正後の第十三条別表第一は、平成三年四月一日以降の入学者及び転部科者から適用し、平成二年四月一日以前の学士入学者及び転部科者については、なお従前の例による。

附 則 (規程第千八百八十三号)

この細則は、平成三年四月一日から施行する。

附 則 (規程第千三百四十九号)

この細則は、平成五年四月一日から施行する。

附 則 (規程第千三百八十三号)

(施行期日)

1 この細則は、平成六年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この細則施行の際、平成五年四月一日以前から継続して改正前の学則第六十一条の二に定める単位取得を伴う聴講生であった者で、改正後の学則第六十一条により履修を願った者については、学則第五十八条第一号に定める入学金を免除する。

3 この細則施行の際、平成五年四月一日以前から継続して単位取得を伴う聴講生であった者が、改正前の学則第六十一条の二第四項に定める聴講期間を超えて継続して改正後の学則第六十一条により履修を願ったときの当該期間を超える履修に要する科目等履修費については、改正後の別表第二の規定にかかわらず、なお従前の例による。

4 この細則施行の際、平成五年四月一日以前から継続して聴講生であった者が、改正後の学則第六十一条の二第三項に定める聴講期間を超えて継続して聴講を願ったときの当該期間を超える聴講に要する聴講料については、改正後の別表第二の二の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (規程第千四百四十一号)

この細則は、平成七年四月一日から施行する。

附 則 (規程第千四百九十四号)

この細則は、平成八年四月一日から施行する。

附 則 (規程第千五百七十九号)

この細則は、平成十年四月一日から施行する。

附 則 (規程第千七百三十一号)

この細則は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則 (規程第千九百二十号)

この細則は、平成十五年四月一日から施行する。

附 則 (規程第千九百六十四号)

(施行期日)

1 この細則は、平成十六年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この細則による改正後の細則は、平成十六年四月一日以降の入学生から適用し、平成十五年四月一日以前の入学生については、なお従前の例による。

附 則（規程第二千二百五十一号）

この細則は、平成二十年四月一日から施行する。

附 則（規程第二千五百六十八号）

(施行期日)

- 1 この細則は、平成二十七年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この細則による改正後の第十八条別表第一中編入学生及び転部科者に関わる規定は、平成二十七年四月一日以降の入学者及び転部科者から適用し、平成二十六年四月一日以前の入学者及び転部科者については、なお従前の例による。

- 3 この細則による改正後の第十八条別表第一中再入学者に関わる規定は、平成二十七年四月一日以降に入学した者が除籍された後、再入学する場合について適用し、平成二十六年四月一日以前に入学した者が除籍された後、再入学する場合については、なお従前の例による。

(修業年限を超える在学者に対する減免措置の特例)

- 4 平成二十六年四月一日以前の入学生について、修業年限を超えて在学する場合は、施設設備費並びに経済学部及び商学部の実験実習料は必要としない。ただし、休学により、施行細則第六条第三項に基づき学費を減免される場合には、施設設備費の二分の一を必要とする。

- 5 前項のほか、平成二十六年四月一日以前の入学生のうち、修業年限を超えて在学する者が、学則第四十二条に規定する卒業に必要な単位に対して、未修得の単位数が八単位以下の場合には、授業料及び実験実習料の二分の一を免除する。ただし、休学した場合は、この免除を受けることはできない。

- 6 前項に該当する者は、学則第五十六条第一項ただし書の規定による分納は許可しない。

附 則（規程第二千六百六十九号）

この細則は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則（規程第二千七百十六号）

この細則は、平成二十九年六月十二日から施行する。

附 則（規程第二千七百十七号）

この細則は、平成二十九年十月一日から施行する。

附 則（規程第二千七百七十一号）

この細則は、平成三十一年四月一日から施行する。

附 則（規程第二千八百九十四号）

この細則は、令和三年四月一日から施行する。

附 則（規程第二千九百四十七号）

(施行期日)

- 1 この細則は、令和三年十二月六日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後のこの規程は、令和四年度に入学（再入学及び編入学を含む。）又は転科を志願する者から適用する。

- 3 前項の規定にかかわらず、この規程施行の際、既に、令和四年度の入学試験を終えている場合その他やむを得ない事由があるときは、旧学則及び規程に定めるところにより「選考料」とすることができ。

附 則（規程第二千九百六十八号）

(施行期日)

- 1 この細則は、令和四年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この細則による改正後の第十一条は、令和四年度以降の入学生から適用し、令和三年度以前の入学生については、なお従前の例による。

附 則（規程第三千二百二十三号）

この細則は、令和七年四月一日から施行する。

改正 平成一八・七・一一（規程第二千六百六十五号）